

## 【出席停止期間】新型コロナウイルス感染症

学校保健安全法施行規則：発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで

| 0日目              | 1日目                    | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 |
|------------------|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 発症日<br>もしくは検体採取日 | 5日間経過<br>かつ、症状が軽快した後1日 |     |     |     |     | 登校可 |

※発症日は1日目に数えません。

※出席停止解除後も、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対するマスク着用が推奨されていますのでご協力をお願いいたします。